

(17) 損害賠償額の算定

55 逸失利益(4) — 中間利息控除(ホフマン方式)

最高裁判平成三年二月八日第二小法廷判決
(平成元年(オ)第四五六号損害賠償請求事件)
(交民集二四卷六号一三三三頁)

〈事実の概要〉

国道上で居眠り運転をして反対車線にはみ出してきた普通貨物自動車に激突された独身の会社員(男性・二七歳)が死亡した事案の逸失利益の算定につき、第一審裁判所は、事故前の実際の年収金三三万八千二百九十一円から五〇%の生活費を控除した額に就労可能年数(満二七歳から満六七歳までの四〇年)に対応するホフマン係数(二・一六四二六)を乗じて計算する六六〇万八千六百七十七円と算定した。これに対して、第二審裁判所は、被害者が勤務していた企業は優良企業であり、従業員は定年は役員を除き五七歳であること、被害者の事故当時の年収は、昭和六二年度の賃金センサスの男子労働者、旧大・新大卒、企業規模計の二五歳から二九歳の年収(三五五万・一〇〇円)よりも低いが、全体から見ると、右企業の平均給与(五五七万・一三七八円)は右賃金センサスの平均給与と現れている。民間企業全体の水準よりも高く、右賃金センサスの平均給与と額を算定の基準とするのは控え目な算定として許される。年々三〇年間は、賃金センサス男子労働者、旧大・新大卒、企業規模計の平均給与(五三三万四二〇〇円)を基準とすべきであり、また、定年後六七歳までの一〇年間は、同六〇歳から六四歳までの平均給与(六三三万二〇〇円)を基準と

すべきであるとし、生活費控除割合を収入の五〇%とし、ホフマン方式により中間利息を控除して、逸失利益を五九七九万四〇七〇円と算定した。第二審の逸失利益の算定額は、第一審の算定額よりも、二三一・九万円も増加することとなった。そこで、被告(被控訴人)は、第二審の逸失利益の算定は、第一に、事故前の現実の収入額を基準とせず、賃金センサスの数値を用いたこと、第二に、就労可能年数が三〇年を超えるような長期にわたる計算につきライプニッツ方式よりも著しく高額な結果が出るホフマン方式を用いたこと、第三に、も

ら、大阪地裁の方式のように一八・一九歳または二〇・二四歳の学歴平均給与額を基礎とすべきであったにもかかわらず、ライプニッツ方式において採用されるべき全年平均給与額を誤ってホフマン方式の基準として採用している等の点で問題があるととして上告した。

〈判旨〉

「所論の点に関する原審の認定判断〔前記第二審の逸失利益の算定〕は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違認はない。右判断は、所論引用の判例と抵触するものではない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は原判決を正解しな

ずることができない。」

〈解説〉

一 逸失利益とは、もし事故がなければ、被害者が将来にわたって得たことが確実であるが、実際には、事故によってその機会を奪われた利益のことである。その利益は、将来に得られたであろう利益であるから、本来は、定期金方式による、将来にわたって徐々に賠償されるべきものである。

しかし、加害者の破産や死亡等の危険から被害者を保護するために、等が国では逸失利益を一括して賠償請求することが認められている。ただし、将来の利益を現在一括して請求できるのであるから、将来の利益を現在の価値に換算して請求しなければならぬ。将来の価値を現在の価値に換算する手続は、中間利息の控除手続と呼ばれており、ライプニッツ方式が一般に使われている。

ライプニッツ式とホフマン式との相違点は、前者が複利計算を行うのに対して、後者が単利計算を行う点にある。通常は、利子計算は複利で行われている。預金の利息計算と同様、利息控除の場合も複利計算を行うライプニッツ式を採用するのが合理的であると思われる。しかし、ホフマン式のほうが被害者にとって有利なため、大阪・名古屋を中心

に根強い人気がある。中間利息控除を複利計算で行う場合、被害者が取得すると思われる年収額をA_tとし、民事法定利率をrとし、複利計算で算定すると、逸失利益の総額S(複利)は、次の式で表される。

$$S(複利) = A_1 + \frac{A_2}{1+r} + \frac{A_3}{(1+r)^2} + \dots + \frac{A_n}{(1+r)^{n-1}}$$

これが、ライプニッツ式の原型である。ここで、年取に変動がなく、常に一定であると仮定し、A₁=A₂=…=A_n=Aとすると、右の式の分子はすべて共通となるので、それを前に出すと、残りは等比級数の和としてまとめると、

る。これが、ライプニッツ係数であり、次のようなライプニッツ式ができ上がる。

$$S(ライプニッツ) = A \times \left(\frac{1 - (1+r)^{-n}}{r} \right)$$

次に、利息を単利計算で算定すると、逸失利益の総額S(単利)は、次の式で表される。

$$S(単利) = A_1 + \frac{A_2}{1+r} + \dots + \frac{A_n}{1+nr}$$

これが、ホフマン式の原型である。ここで、同様に、年取に変動がなく、常に一定であると仮定し、A₁=A₂=…=A_n=Aとすると、右の式で分子はすべて共通となるので、それを前に出し、残りの定数の和を計算すると、それがホフマン係数となり、次のようなホフマン式ができ上がる。

$$S(ホフマン) = A \times \left(\frac{1 - (1+nr)^{-n}}{nr} \right)$$

ここで重要なことは、ライプニッツ係数もホフマン係数も、年取額が常に一定であるという前提の下にのみ成立する係数であり、年取額が増加したり、減少したりする場合には、増加し詳しく論じよう、そのような係数は利用できないということである。

二 ライプニッツ係数もホフマン係数も、年取額が一定でない場合には使えないということ。簡単な例を用いて示すこと。例えば、ある人の年収が、一年目が一〇〇万円、二年目が二〇〇万円、三年目が三〇〇万円、四年目が四〇〇万円だとすると、この人の逸失利益を中間利息を複利で控除して計算すると、正しくは、次の表のように、八六四万八七三三円(単利計算の場合)、八七二万二五九二円)となる。

ところが、年取の平均を先に計算して、ホフマン方式、ライプニッツ方式を用いると、これらの二方式は、正しい中間利息控除計算に比べて二〇万円前後も多いという結果が生じる。また、年取の平均を取らずに、最初の年取を基準に取った場合には、ホフマン

九〇八万九〇〇〇円(単利計算の場合)は、九〇〇万九千九百〇〇円となる。ところが、年取の平均を先に計算して、ホフマン方式、ライプニッツ方式を用いると、今度は、正しい中間利息控除計算に比べて、二〇万円程度も少なくなるといふ結果が生じる。

また、年取の平均を取らずに、最初の年を基準に取った場合には、ホフマン方式、ライプニッツ方式のいずれも、正しい中間利息控除計算に比べて、四〇万円以上も大きな額が導かれることも計算によって明らかとなる。

短期間でも、このように大きな誤差が出るのであるから、ライプニッツ方式も、ホフマン方式も、年取が生涯にわたって一定であることが確実であるという特別の場合を除いて、実務では使ってはならない式であることがわかる。

この点を、比喩を用いて説明すれば次のとおりとなる。変化する数値に演算を行う場合に、先に平均値を使つてはならないというのには、算数の基本である。例えば、二〇人のクラスの平均点が七〇

点、八〇人のクラスの平均点が六〇点である場合に、両方のクラスの平均点を求めよといわれた場合に、平均点を、すでに計算された平均点を用いて単純に $(70+60) \div 2 = 65$ として計算して、六五点として正しい答えを導くには、二〇人のクラスの総点と八〇人のクラスの総点を加算して、正しい総点を求めたい。

後、それをすべての人数で割るといふ演算を施さなければならぬ。正しい答えは、六五点ではなく、六二点である。

同様に、変化する年取額に対しては、先に年取額を平均してしまい、それを算定の基礎としてホフマン方式またはライプニッツ方式を使つてはならないのであり、変化する年取額のそれぞれにつき、ひとつひとつ中間利息控除の演算をした後、総計をしなければならぬ。

三 本件の被害者が勤務していた会社(瀬戸内海放送)には、あらかじめ確立した給与規定が存在せず、将来の昇給等による収入の具体的金額を推定することができないため、第一審判決は、事故前の年取額(三三万八千九百三十九円)を基礎に逸失利益を算定した。

しかし、昇給が確実である優良企業に勤めているにもかかわらず、その額が確定できないからといって、事故当時の年取を基礎として逸失利益を算定すると、被害者に酷な結果となる。そこで、第二審判決は、被害者の勤務先の平均給与額

年数	年 取	現価積上げ方式	ライプニッツ方式	ホフマン方式
1	1,000,000	952,381	2,380,952	2,380,952
2	2,000,000	1,814,059	2,267,574	2,272,727
3	3,000,000	2,591,513	2,159,594	2,173,913
4	4,000,000	3,290,810	2,056,756	2,083,333
合計	10,000,000	8,648,763	8,864,876	8,910,926

表の年取が一〇〇万円だとして計算すると、二〇〇万円が三〇〇万円、三〇〇万円が四〇〇万円、四〇〇万円が五〇〇万円、五〇〇万円が六〇〇万円、六〇〇万円が七〇〇万円、七〇〇万円が八〇〇万円、八〇〇万円が九〇〇万円、九〇〇万円が一〇〇〇万円と、正しくは、

年数	年 取	現価積上げ方式	ライプニッツ方式	ホフマン方式
1	4,000,000	3,809,524	2,380,952	2,380,952
2	3,000,000	2,721,088	2,267,574	2,272,727
3	2,000,000	1,727,675	2,159,594	2,173,913
4	1,000,000	822,702	2,056,756	2,083,333
合計	10,000,000	9,080,990	8,864,876	8,910,926

点、八〇人のクラスの平均点が六〇点である場合に、両方のクラスの平均点を求めよといわれた場合に、平均点を、すでに計算された平均点を用いて単純に $(70+60) \div 2 = 65$ として計算して、六五点として正しい答えを導くには、二〇人のクラスの総点と八〇人のクラスの総点を加算して、正しい総点を求めたい。

後、それをすべての人数で割るといふ演算を施さなければならぬ。正しい答えは、六五点ではなく、六二点である。

同様に、変化する年取額に対しては、先に年取額を平均してしまい、それを算定の基礎としてホフマン方式またはライプニッツ方式を使つてはならないのであり、変化する年取額のそれぞれにつき、ひとつひとつ中間利息控除の演算をした後、総計をしなければならぬ。

三 本件の被害者が勤務していた会社(瀬戸内海放送)には、あらかじめ確立した給与規定が存在せず、将来の昇給等による収入の具体的金額を推定することができないため、第一審判決は、事故前の年取額(三三万八千九百三十九円)を基礎に逸失利益を算定した。

しかし、昇給が確実である優良企業に勤めているにもかかわらず、その額が確定できないからといって、事故当時の年取を基礎として逸失利益を算定すると、被害者に酷な結果となる。そこで、第二審判決は、被害者の勤務先の平均給与額

(五五七万七千三百八十八円)が、昭和六十二年の賃金センサスの男子労働者、旧大・新大卒、企業規模計の平均給与額(五三六万四二〇〇円)よりも多いことを確認した後、この賃金センサスの平均賃金額を控えた目下基準として、生活費控除率を五〇%とした上で、ホフマン方式に従つて、中間利息控除を行った。

被害者が昇給できないという場合に、第一審判決のように、事故当時の給与額を基準に逸失利益を算定するのは不当であり、この点、賃金センサスに基づいて昇給等を推定するとして第二審判決は相当である。

しかし、問題は、中間利息の控除方式のうち、どの方式を選択するかにある。本件の場合、事故当時の年取を基準にする方法(大阪地裁方式)が不当であるとしても、原審のように、賃金センサスの平均年取額を利用して、ホフマン方式で逸失利益を算定する方式がすべてではない(むしろ、最三小判昭和三九・六・二四民集一八巻五号八七四頁は、年少者の場合に全年齢平均とホフマン方式を組み合わせた計算方法が不合理というほかならぬ)。これを採用した原判決を違法法としていた。この方法が、直ちに不合理な算定方法とはいえないとされるようになったのは、最二小判平成二・三・二三判時一三五四号八五頁(本書54事件以降のことである)。そのほかに、賃金センサスを使って、被害者の年齢に応じて年取額を計算し、その額を積み上げ逸失利益を算定する方式(横上げ方式)や、給与所得者の全平均額を利用して、ライプニッツ方式で逸失利益を算定する方式(東京地裁方式)も存在するのであり、そのうち、いずれが妥当であるかを判断する必要があるからである。

先に説明したように、賃金センサスを使って年齢に応じた給与額を確定し、複利方式で一年ごとに中間利息を控除してそれを積み上げ計算する方式(現価積上げ方式)という最も合理的な方式に基つ

て、それをすべての人数で割るといふ演算を施さなければならぬ。正しい答えは、六五点ではなく、六二点である。

同様に、変化する年取額に対しては、先に年取額を平均してしまい、それを算定の基礎としてホフマン方式またはライプニッツ方式を使つてはならないのであり、変化する年取額のそれぞれにつき、ひとつひとつ中間利息控除の演算をした後、総計をしなければならぬ。

三 本件の被害者が勤務していた会社(瀬戸内海放送)には、あらかじめ確立した給与規定が存在せず、将来の昇給等による収入の具体的金額を推定することができないため、第一審判決は、事故前の年取額(三三万八千九百三十九円)を基礎に逸失利益を算定した。

しかし、昇給が確実である優良企業に勤めているにもかかわらず、その額が確定できないからといって、事故当時の年取を基礎として逸失利益を算定すると、被害者に酷な結果となる。そこで、第二審判決は、被害者の勤務先の平均給与額

と、正しくは、

表計算方式(現価積上げ)	ライプニッツ方式(事故時給与)	ホフマン方式(事故時給与)	ライプニッツ方式(平均給与)	ホフマン方式(平均給与)
評価基準値	—	大阪地裁方式(第一審類似)	東京地裁方式	第二審・最高裁
52,246,746	30,465,958	38,426,463	46,885,241	59,792,702

いて逸失利益を算定すると、本件の場合、被害者の逸失利益は、正しくは、五二二万四千六百六十九円である。この数値に最も近いのは、平均給与を採用して逸失利益を求める東京地裁方式であり、第二審と最高裁が合理的であるとした方式は、これよりも誤差が大きいため、正しくも高額になっており、通常の許容範囲をいわずに超えている。四 ホフマン方式も、年取額が常に一定であるという前提の下でのみ利用できる方式にすぎず、逸失利益の計算は、年ごとに中間利息の控除を行つて、それを積み上げるという方式によつて行なうべきである。万一、ホフマン方式によつて逸失利益を計算する場合にも、具体的事例に基づく積上げ方式の計算結果に最も近い方式を選択すべきであり、最高裁のように、どの組合せも許容されるかのような無責任な判断を下すべきではない。

加賀山茂「竹内尚寿「逸失利益の算定における中間利息控除方式の問題点について」判例タイムズ七一四号一七頁(一九九〇年)損害賠償算定基準研究会編「注解交通損害賠償算定基準(改訂版)」(きよようせい、一九九四年)

(加賀山茂) 名古屋大学 教授